

タクシーサービスに関するアンケート調査票

【アンケートの目的】

タクシーサービスは、「観光地における移動」や「ラストワンマイル・モビリティ」を支える重要な役割を担う一方で、運転手の高齢化やコロナ禍による離職により、「運転手不足」が大きな問題となっています。

さらに、新型コロナ5類移行後の社会経済活動の活性化やインバウンドの回復に伴う「タクシー需要の増加」、高齢化・運転免許証返納の進展に伴う「交通弱者の増加」など、タクシーによる「移動手段の確保」が喫緊の課題となっています。

そのため、貴市町村におけるタクシーサービスの課題やタクシー事業者と連携した地域住民の移動支援の取組状況などを把握することを目的に、アンケート調査を実施します。

期限が短く申し訳ございませんが、**令和5年12月21日（木）まで**にご回答いただけたら幸いです。

なお、ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理し、「第2回徳島県タクシーサービスに関する勉強会」の資料として使用することを予定しています。また、使用する際は、市町村が特定されない形で、東部、西部、南部のエリアごとなどの一定のグルーピングをした上での集計結果などを紹介することを予定しています。

※色のついた欄にご記入をお願いします。

ご回答者様についてご入力ください。

①市町村名		②所属	
③役職		④氏名	
⑤電話番号		⑥E-mail	

【問1】貴市町村におけるタクシーサービスの課題

問1-1 タクシーサービスの提供に当たっての課題

貴市町村でタクシーサービスの提供に当たって課題となっていることはありますか。

※該当するもののいずれかに"○"をご入力ください。

1 タクシーを利用したい時に利用できない場合があるなど、サービスの提供に関して課題がある。

→以下に具体的な内容をご入力ください。

① サービスの提供に関して課題（利用が難しい時期（夏期、冬期など）や時間帯（早朝や夜●時からなど）、地域があるなど）について、以下の入力欄にご入力ください。

【回答例】 ・タクシー事業者の営業時間が夜8時までなので、その時間以降は利用ができない。
・●●地区は、タクシー事業者の営業所から離れているため、タクシーを呼んでも1時間以上待つ必要がある。 など

回答欄 1	
回答欄 2	
回答欄 3	

② 現在の状況になっている原因で考えられることをご入力ください。

【回答例】 タクシー事業者の営業時間が●時から●時までと限られる。営業エリアが限られる。車両数が少ない。運転手のなり手がいない。 など

回答欄 1	
回答欄 2	
回答欄 3	

2 課題は特にない。

3 分からない。（把握していない。）

問1-2 タクシー事業者の課題

貴市町村内のタクシー事業者の課題について、貴市町村で把握されていることをご入力ください。

※該当するものに○をご入力ください。（複数回答可）

- 1 運転手が不足し、利用者のニーズに対応できていない。
- 2 運転手の募集をしても採用につながっていない。
- 3 運転手をはじめ、従業員が高齢化しており、将来的な事業継続に懸念がある。
- 4 保有する車両の維持が困難になっている。
- 5 課題は特にない。
- 6 分からない。（把握していない。）
- 7 その他（自由記述）

→「その他」の内容を以下にご入力ください。

その他の内容	
--------	--

問1-3 タクシー事業者への支援の検討など

(1) タクシーサービスの維持充実を図るために貴市町村が事業者を支援するとしたら必要と考える施策は何ですか。

※該当するものに○をご入力ください。（複数回答可）

- 1 運転手確保のための二種免許の取得支援
- 2 運転手確保のための採用活動・PRへの支援
- 3 施設整備（職場環境の改善）への支援
- 4 サービス提供エリアの拡大に向けた支援（役場庁舎の一角をタクシーの営業所等として貸与する等）
- 5 利用者に対するタクシー運賃の補助・支援
- 6 特に考えていない
- 7 その他（自由記述）

→「その他」の内容を以下にご入力ください。

その他の内容	
--------	--

⇒上でお答えいただいた施策を実施するとした場合の課題について以下にご入力ください。

実施するとした場合の課題	
--------------	--

(2) 最近、国においてタクシー事業に関する規制緩和が行われていますが、貴市町村において見込まれる効果等がありますか。（自由記述）

（規制緩和の内容等は、参考資料1をご参照ください。）

見込まれる効果等の内容	
-------------	--

問1-4 タクシーサービスを補完する取組の検討など

地域の移動手段を確保するため、貴市町村がタクシーサービスを補完する取組をするとしたら必要な施策は何ですか。

※該当するものに○をご入力ください。（複数回答可）

1 自家用有償旅客運送（道路運送法第78条第2号）※1の導入や拡充

※1 バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて提供する運送サービス

2 道路運送法第78条第3号による自家用有償旅客運送の前提となっている「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」の考え方の拡大や要件の明確化（参考資料2をご参照ください。）

3 一般ドライバーが自家用車を使い顧客を有償で送迎するライドシェア※2の導入

※2 現行の道路運送法では、いわゆる「白タク行為」として禁止されています。現在、政府において当該制度の検討が行われています。

4 自動運転による輸送サービスの導入

5 特に考えていない

6 その他（自由記述）

→「その他」の内容を以下にご入力ください。

その他の内容	
--------	--

⇒上でお答えいただいた施策を実施するとした場合の課題について以下にご入力ください。

実施するとした場合の課題	
--------------	--

【問2】タクシー事業者と連携した地域住民の移動支援などの施策の有無

貴市町村ではタクシー事業者と連携（委託や協定など）して、地域住民の移動支援のための施策を行っていますか。

連携した施策の例：タクシー料金の助成制度やタクシー事業者による乗合タクシーやコミュニティバスの運行委託などの取組

※該当するものに○をご入力ください。（複数回答可）

1 すでにタクシーと連携した施策を実施している。【問3へ お進みください。】

2 今後、タクシーと連携した施策を予定、検討している。【問3へ お進みください。】

3 連携した施策を実施していない。実施する予定はない。【問4へ お進みください。】

【問3】 タクシー事業者と連携した地域住民の移動支援などの施策の実施状況

問3-1 タクシー事業者と連携した施策の内容

貴市町村で行っている（または実施を予定、検討している）**施策の概要**及び**年間予算規模**、**実施に至った経緯**をご記載ください。

- ・年間予算規模は、令和5年度の予算額をご入力ください。予定・検討中の場合は、可能であれば見積額をご入力ください。
- ・実施要領等がございましたら、ご回答に併せて資料をご恵与ください。

取組 ①	施策の概要	
	年間予算規模（千円）	
	実施に至った経緯	
	実施状況	<input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 実施予定・検討中 ※該当するものに“○”を入力してください。

取組 ②	施策の概要	
	年間予算規模（千円）	
	実施に至った経緯	
	実施状況	<input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 実施予定・検討中 ※該当するものに“○”を入力してください。

取組 ③	施策の概要	
	年間予算規模（千円）	
	実施に至った経緯	
	実施状況	<input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 実施予定・検討中 ※該当するものに“○”を入力してください。

問3-2 施策の目的

貴市町村で行っている（または実施を予定、検討している）施策の目的は何ですか。

※該当するものに○をご入力ください。（複数回答可）

- 1 高齢者の日常生活の支援、社会参加の促進、健康増進等
- 2 運転免許を返納した方の移動支援
- 3 障がい者、小・中・高校生等の移動支援
- 4 コミュニティバスやデマンド交通で対応が難しい地域の移動支援
- 5 公共交通が利用できない・利用しにくい地域の移動手段の確保
- 6 市町村における財政負担の軽減
（コミュニティバスなど他の移動支援施策よりも市町村としての財政負担が抑えられる など）
- 7 その他（自由記述）
→ 「その他」の内容を以下にご入力ください。

その他の内容	
--------	--

問3-3 施策実施上の課題

貴市町村で行っている（または実施を予定、検討している）施策を実施する上での課題は何ですか。

※該当するものに○をご入力ください。（複数回答可）

- 1 財政負担が大きい。
- 2 地域内のタクシーの事業者が保有する車両数が少ないため、利用者のニーズに十分対応できていない。
- 3 地域内のタクシー事業者に所属する運転手が少ないため、利用者のニーズに十分対応できていない。
- 4 地域住民に使われていない。（認知が十分でない、利用者ニーズに即していないなどの要因による）
- 5 他の公共交通との競合が発生している。
- 6 特に問題は生じていない。
- 7 その他（自由記述）

→「その他」の内容を以下にご入力ください。

その他の内容	
--------	--

問3-4 施策の改善、見直し等の検討状況

現在、実施している施策で改善や見直しを予定、検討していましたが、改善や見直しを行う理由及び改善や見直しの内容をご記載ください。

取組 ①	現在の 施策の概要	
	改善や見直しを 行う理由	
	改善や見直しの 内容	
取組 ②	現在の 施策の概要	
	改善や見直しを 行う理由	
	改善や見直しの 内容	
取組 ③	現在の 施策の概要	
	改善や見直しを 行う理由	
	改善や見直しの 内容	

問3-5 新たな施策の検討状況

今後、新たに予定している（または、今後、実施が考えている）タクシーと連携した施策の内容をご記載ください。

取組 ①	予定または実施を 考えている内容	
	予定または実施を 考えている理由	
取組 ②	予定または実施を 考えている内容	
	予定または実施を 考えている理由	

【問4】 タクシー事業者と連携した施策をしていない、またはする予定はない、検討していない理由

タクシー事業者と連携した施策をしていない、またはする予定はない、検討していない理由についてご入力ください。

回答欄	
-----	--

~~~ アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。~~~

## ラストワンマイル・モビリティ/自動車DX・GXに関する検討会について

- タクシー、乗合タクシー等の「ラストワンマイル・モビリティ」に関する課題を総合的に検討するとともに、地域公共交通の確保に資する自動車交通分野のDX・GXを加速させるための方策を検討することを目的として、検討会を立上げ。

### 開催経緯

- 第1回 令和5年2月20日
- 第2回 令和5年3月22日
- 第3回 令和5年4月25日
- 第4回 令和5年5月22日
- 第5回 令和5年6月12日
- 第6回 令和5年6月23日

### 今後のスケジュール

「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」に関して、  
 令和5年10月14日 パブリックコメント終了  
 令和5年10月31日 法人タクシー処理方針・福祉限定処理方針改正  
 今後順次 その他の改善策について関係省令の公布、施行予定

### 【①法人タクシーの営業所ごとの最低車両台数の緩和】

### 【②営業所等の施設設置要件の緩和】



一角を営業所、休憩施設や車庫として活用

事業継続性等の点から問題ないと**地方運輸局長等が認めた場合**には、**最低車両台数の緩和を認めることができることとし、柔軟に法人タクシー事業の維持や新規参入を行うことができるようにする。**

施設設置の際の、**使用権原の期間に関する要件、営業所と休憩施設・車庫の距離に関する要件や休憩施設・車庫を専用の区画にする要件を緩和**することにより、交通不便地域における**機動的なサービスの提供を可能とする**とともに、法人タクシー事業に係る**施設等の有効活用を促進**する。

# ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策(抜粋)

### 【③地方部にUターン等した個人タクシー事業者の活用】



**人口が30万人未満の地域においても、地域公共交通会議など地域における議論も勘案しつつ、地方運輸局長等が認めた場合**については、**個人タクシーの営業を認める**。(1年以上の個人タクシー事業の実績のある者に限る)  
 その際には、当該地域における地理や実情に通じた**法人タクシー事業者による運行管理を条件とする**。

### 【④乗合タクシー事業者における補完的な自家用車の活用】



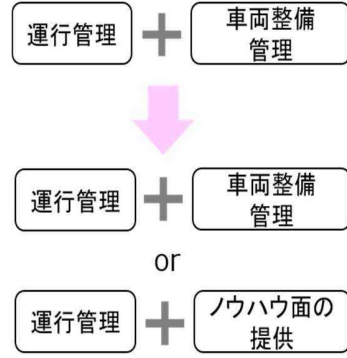
**過疎地域**において、予め定められた地域を運行する**乗合タクシーを展開**するに当たって、**地域公共交通会議等の協議が調った場合には、事業用自動車による輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用自動車を輸送力補完のために活用することができることとする。**その際、**運転者は乗合タクシー事業者と雇用契約を締結し、同事業者が運行管理を行う。**



【⑤事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進】

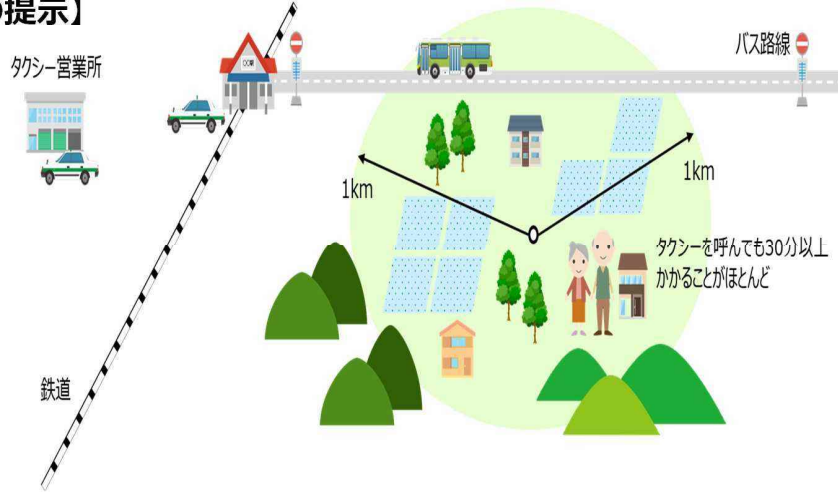
(交通事業者による協力類型の多様化)

- 事業者協力型自家用有償旅客運送制度の活用を促進するため、現行の一般旅客自動車運送事業者による協力類型（「運行管理の体制の整備」及び「整備管理の体制の整備」）に、自家用有償旅客運送の配車サービスを加える。



【⑥自家用有償旅客運送に係る交通空白地の目安の提示】

- 「半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」は少なくとも交通空白地に該当する、という参考となる目安を示す。
- 上記目安に該当しない地域でも、地域公共交通会議等における協議が調えば、交通空白地として自家用有償旅客運送を導入することは可能。



参考資料 2

タクシー運転手減少分  
+  
地域・時期・時間の交通空白分



自家用自動車（白ナンバー）  
で至急補う必要がある。

● タクシー  
(営業用自動車・緑ナンバー)

- ・ 個人タクシー過疎地営業
- ・ 75歳から80歳に引き上げ
- ・ 女性運転手の増加策（予定）
- ・ 他の営業所から応援（予定）等

タクシー不足  
(20.4%減少)

● 自家用自動車（白ナンバー）

法78条2号  
(自家用有償旅客運送制度)

- ・ 対価引き上げ(タクシー運賃1/2から8割へ)
- ・ 事業者協力型自家用有償の協力類型の追加
- ・ 配車アプリ導入促進 (いずれも予定)

法78条3号  
(「公共の福祉」許可)

- ・ レッカー車
- ・ 幼稚園バス
- ・ 訪問介護員の要介護者輸送
- ・ 万博
- ・ 外国人観光客
- ・ 深夜帯 (赤字は要望)

※コロナ前と比べて、タクシー運転手は20.4%減 (約6万人減少) 全国ハイヤー・タクシー連合会調査

令和5年11月5日  
活力ある地方を創る首長の会提出資料